

建設工事に係る低入札価格調査制度要領の一部改正について

令和4年8月31日

砺波広域圏事務組合

砺波広域圏事務組合低入札価格調査制度要領の一部改正

建設工事における低入札調査基準価格に係る国・県及び市の算定方式が見直されたことに伴い、当事務組合においても同様の見直しを行うこととし、低入札調査基準価格の算入率等を次のとおり改正いたします。

(1) 調査基準価格の算入率等の改正

費用	割合	
	改正前	改正後
直接工事費	100分の97	100分の97
共通仮設費	100分の90	100分の90
現場管理費	100分の90	100分の90
一般管理費等	100分の55	100分の68

調査基準価格は、費用に割合を乗じて得た額の合計額とする。
ただし、当該合計額が、予定価格の10分の9.2から10分の7.5までの範囲内において定める。

(2) 施行（適用）期日

令和4年9月1日から施行し、同日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事に係る入札から適用します。